住宅資金借用のしおり

一般社団法人 鹿児島県教職員共助会

TEL 099-226-5953

1 申し込み資格

- (1) 共助会の在会年数が1年以上の方。
- (2) 定年退職時に、共助会の総貸付残額が200万円以上の方は、共助会指定の「返済計画書」(事務手引書 P 34) を提出してください。(200万以下でも必要に応じて返済計画書を求める場合があります。)

2 貸付の前提条件

- (1) 保証人・担保は不要ですが、住宅資金貸付保険制度が適用になります。
- (2) 退職のときは一括償還となります。 退職時には、直ちに**自分で一括償還**しなければなりません。
- (3) 次のような点にご留意ください。
 - ① 土地購入時に住宅資金を活用し、その後新築又は増築などのため借り替えることも出来ます。
 - ② 償還の方法は貸付の翌月から毎月給料差引きとなります。
 - ③ 償還回数を短縮したい場合は申し出てください。
 - ④ 償還途中での一部償還又は一括償還もできます。 ただし、ボーナス併用払いの一部償還はできません。

3 住宅資金借用申込書の記入上の注意

- (1) 資金調達計画
 - ① 同欄右に、各資金調達先毎にその返済額をご記入ください。
 - ② ボーナス併用の場合は、ボーナス時の返済額もご記入ください。
 - ③ 借り替えの場合は、借り替え時の残高もご記入ください。
- (2) 給料月額基本給(調整額を含む)
- (3) 償還方法
 - ① 回数指定をご希望の方は、償還表の最長回数の範囲内で変更できます。ただし、返済計画書の必要な方はできません。
 - ② 月々・ボーナス併用払いは、11月の借り替えの貸付はできません。新規貸付に限り可能です。
- (4) 受取方法

送金扱いのみとなります。希望する送金口座をご記入ください。

- ※ 送金料は会員負担です。(九州労働金庫への送料は不要です。)
- ※ 送金先が登録口座以外の場合は、本人確認の連絡をする場合があります。
- (5) その他
 - ① 訂正は、必ず書類に使用した印(実印)で処理してください。なお、借用申込額の訂正はできません。
 - ② 必ず住宅資金借用申込書 (P30) と借用証書 (P33) を一緒に提出していただき、 それぞれに使用する印は同一の印(実印)をご使用ください。
 - ③ 記入欄には空欄のないように、ご記入ください。